

## 令和 2 年 第 5 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

### 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

令和 2 年 6 月 1 9 日 ( 金 曜 日 ) 午 前 1 0 時 開 議

#### 議案審議 ( 質 疑 ~ 討 論 ~ 表 決 )

- 第 1 議案第 4 1 号 財産の取得について
- 第 2 議案第 4 2 号 財産の取得について
- 第 3 議案第 4 3 号 財産の取得について
- 第 4 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について
- 第 6 議案第 4 6 号 第 2 次美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第 0 7 議案第 4 7 号 美郷町税条例の一部改正について
- 第 0 8 議案第 4 8 号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第 0 9 議案第 4 9 号 美郷町農村公園条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 5 0 号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 5 1 号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 5 2 号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 5 3 号 令和 2 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号
- 第 1 4 議案第 5 4 号 令和 2 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 1 5 議案第 5 5 号 令和 2 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号
- 第 1 6 議案第 5 6 号 令和 2 年度美郷町水道事業会計補正予算第 1 号

#### 陳情等審議 ( 委 員 長 報 告 ~ 質 疑 ~ 討 論 ~ 表 決 )

- 第 1 7 請願第 1 号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書
- 第 1 8 陳情第 4 6 号 公立学校に「1 年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情
- 第 1 9 陳情第 4 7 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元をはかるための、

2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

第20 陳情第48号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

追加議案

追加日程第1 発議第3号 秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出について

追加日程第2 発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書の提出について

追加日程第4 閉会中の継続審査及び継続調査について

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	深 沢 義 一 君	3番	鈴 木 正 洋 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（1名）

4番 内 田 清 文 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	奥 山 智 佳 等 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	大 澤 修 君	教 育 課 長	福 田 世 喜 君
教 育 推 進 監	木 村 光 紀 君	教 育 推 進 課 長	武 田 浩 之 君
生 涯 学 習 課 長	佐々木 寿 人 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	高 橋 博 和	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 幸 子
上 席 主 査	佐々木 直 樹		

---

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

4番、内田清文君から欠席の届出がありました。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

(午前10時00分)

---

◎議案第41号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、議案第41号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第41号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第41号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第41号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

◎議案第42号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第2、議案第42号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第42号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第42号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第42号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第43号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第3、議案第43号 財産の取得についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第43号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第43号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号 財産の取得については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第44号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第4、議案第44号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第5、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第6、議案第46号 第2次美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 第2次美郷町過疎地域自立促進計画の一部変更については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第7、議案第47号 美郷町税条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 美郷町税条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第48号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第8、議案第48号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号 美郷町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第9、議案第49号 美郷町農村公園条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号 美郷町農村公園条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第10、議案第50号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第50号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号 美郷町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第11、議案第51号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号 美郷町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第52号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第12、議案第52号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 美郷町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第53号の質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第13、議案第53号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第4号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。14番、深澤 均君。

○14番(深澤 均君) 97ページ、7款の公共施設利用制限に伴う運営補助金について伺います。

この取組は初めての取組ということで、担当課長からも定例会初日、大変丁寧な説明が行われたものと思っております。が、ゆえに聞き逃しやメモの取り忘れなど多々ありまして、私にとっては断片的な認識にとどまっているところでありますので、大変申し訳ございませんが、いま一度概要なり積算根拠なりの説明をお願いできるものでしょうか。

それから、もう一つですけれども、この7款に関する公共施設の指定管理者ということでありましてけれども、このほかに指定管理しているものがあります。そちらのほうも同様な対応を取るものと考えてよろしいのか、そこら辺も確認できますでしょうか。お願いいたします。

○議長(澁谷俊二君) 14番議員、前段の質問は繰り返しの説明になると思いますので、商工観光交流課長がよろしいというのであればいいですけれども、それについてはちょっと商工観光交流課長に、後段については質問を受け付けます。

商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(藤田信晴君) それでは、ただいまのご質問について説明させていただきます。

す。

まずは、あきた美郷づくり株式会社が今般の新型コロナウイルス感染症により町からの指示により休業及び時短となりました。4月から5月であります。部門ごとに例えば宴会、飲食、それから個室での休憩、入浴等部門ごとに休業した日数を積み重ねていけば、延べ524日、時短が248時間でございます。そして、令和元年度4月・5月のちょうど今年休業・時間短縮した日にちと同じ時期を積み上げますと売上げから仕入額を控除した粗利が1,590万円、昨年度はございました。本年度は150万円ということで差引き1,440万円、率にして90%減少しておるところでございます。そして施設ごとに減額、減収額の幅が大きいのが、サンアールがマイナス508万円、あったか山がマイナス288万円、道の駅がマイナス284万円、湯とびあ温泉がマイナス270万円、ニテコ名水庵がマイナス45万円、湧子ちゃん、美郷屋でございますが、マイナス19万円、ワクアスがマイナス13万円、湧太郎がマイナス13万円となっております。

減収の大きな要因でございますが、やはり4月20日から営業時間の短縮が始まり、4月25日から5月11日までの休業が温泉にとっては大きな減収につながっております。

道の駅につきましても、3月から始まった10人以上の宴会の自粛要請、そして4月20日からの営業時間短縮、4月25日からの営業時間の短縮や施設の閉鎖が大きな減収につながっております。

なお、この補助金につきましては、町から補助金を受けた後にハローワークから雇用調整助成金、従業員を自宅待機させた際に給与・手当をお支払いしますが、それについてハローワークに申請してございまして、ハローワークから補填の助成金が入りましたら町に対し、その分を返還していただくということであきた美郷づくり株式会社と合意しておるところでございます。

概要の説明は、以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 後段について、農政課長のほうから。

○農政課長（高橋 勉君） ただいまのご質問にお答えいたします。

農政課といたしましては、株式会社美郷の大地に対しまして町堆肥センター、それからアクティセンターを指定管理しております。それから六郷あったか山直売所につきまして、あったか山直売所運営協議会のほうへ指定管理をしております。そういった状況の中で町から特段営業の制限、休業要請はしておりません。そういった状況の中で、各施設ともコロナの感染拡大ということで厳しい状況ながらも、現状では感染拡大によります経営への大きな影響は見受けられないということであります。

しかしながら、今後の感染の状況次第では影響が現れてくることもありますので、引き続き経

営状況を注意しながら情報共有などに努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（澁谷俊二君） 次、企画財政課長。

○企画財政課長（高橋 穰君） 企画財政課で所管する施設としまして住民活動センターがござい  
ます。NPO法人みさぼ一とに指定管理をお願いしているところではございますが、住民活動セン  
ターにつきましては、利用の自粛という期間は確かにございましたが、例年施設の利用料は年間  
でも20万円から30万円という施設の使用料でございます。みさぼ一への指定管理は、主に施設  
の管理ということで指定管理をしております、営業というものをメインとしてはございません  
ので、特段指定管理料に影響があるものではないと認識しております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 次に生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） 生涯学習課所管の施設でありますけれども、ただいまの説明  
にありました企画財政課と同様でありまして、NPO法人みさぼ一のほうに歴史民俗資料館、  
そして屋内スポーツ館の指定管理のほうを行っているところであります。昨年度に比べまして利  
用人数、あと使用料の減った部分はございますけれども、企画財政課のほうと同様に施設の管理  
の部分の指定管理委託料でございますので、指定管理料の増額というのは、そこまでには至って  
いないところであります。

説明のほうは、以上です。

○議長（澁谷俊二君） 14番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 91ページ、3款2項1目7節の出産祝い事業ですけれども、これは国か  
ら10万円の特別定額給付金をもらえなかった出生者に今回1回限りの救済のように思われました  
が、これは今後とも継続していくのか、詳しくお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 住民生活課長。

○住民生活課長（高橋久也君） ただいまの質問についてお答えいたします。

継続するかということについては、継続いたします。町の総合計画では子供の健やかな成長と、  
それから子育て家庭を地域で支援していくものというふうにしております。今回4月27日を基準  
としまして国からの給付金が支給されておりますけれども、決してこの感染症というのがまだ終  
わったわけではありません。よって、引き続き子育て家庭を支援する必要があるとの観点から、  
新しく生まれた子供への支給が必要ということから、早期にということ今回定例会の計上とい  
うふうになりました。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 12番、よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。3番、鈴木正洋君。

○3番（鈴木正洋君） 102・103ページの書籍消毒機137万5,000円ですけれども、これについてお聞きします。

学友館で使う書籍消毒機ということで紫外線を照射する機械だとお聞きしましたが、その機器の形状、例えば大きさですとか据置き型であるとかポータブル型であるとか、そういう機器の形状についての説明と、あとは使用のイメージとといいますか、1日1回使うとか、あとは窓口で本を受渡ししたときに使うですとか、そういうふうな使用のイメージの説明をお願いしたいと思います。

あと、もう一つは本を貸し出す場所は学友館以外にも学校図書館という場所があるかと思いますが、そちらについてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

紫外線照射式の書籍消毒機につきましては、本を6冊立てておけるタイプのボックス型でございます。下のほうから送風機がありまして、本を開いた状態で中まで空気が通るような仕様のものでございます。それ全体に紫外線を照射しまして消毒するというふうな消毒機でございます。約1分ほどで紫外線照射による消毒が可能でありまして、本の中にありますダニとかほこりだとか、あと本についている臭いなども除去できるというような仕様のものでございます。

あと、消毒機の使用のイメージでございますけれども、学友館の図書館の受付で本を返却したとき、あと貸し出すとき、約1分ほどで紫外線の消毒ができますので、利用者の方から置いてもらって消毒して持ち帰っていただくというような運用の仕方と考えているところであります。

○議長（澁谷俊二君） 学校図書館について、教育推進監。

○教育推進監（木村光紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

学校図書館でありますけれども不特定多数ということではなくて、あくまでも児童生徒が使用するということでございますが、この後、学友館の使用状況等を参考にしながら必要性等について研究していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 3番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。12番、村田 薫君。

○12番（村田 薫君） 今3番議員から質問がありましたけれども、102ページ、10款4項2目の17節です。書籍の消毒には普通はホルマリンガスや酸化エチレンガスを使用しますが、ここで紫外線消毒機を選定した理由について伺います。

○議長（澁谷俊二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木寿人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ホルマリンガスですとかの燻蒸方式による消毒の使用でございますけれども、古書ですとか古文書の書籍の消毒についてが主なところでありまして、全国的に図書館の書籍につきましては短時間で消毒できる紫外線照射式の方式が一般的なところでありまして、そちらのほうを選定したところで、そちらで予算計上したところであります。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 村田議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和2年度美郷町一般会計補正予算第4号は原案のとおり決しました。

---

#### ◎議案第54号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第14、議案第54号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、泉 美和子君。

○5番（泉 美和子君） 今回税率改正がないということでありましてけれども、今のコロナ禍の状況でやっぱり加入者の負担は大きくて、何といたってもやっぱり税を軽減してほしいというのが大きな望みだと思いますが、繰越金など見ても、それから積立金なども考えますと余裕も、財源的にも大丈夫なのではないかなというふうに感じますけれども、今回の予算組む中で引下げとかの検討などはどのように行われたのか伺います。

○議長（澁谷俊二君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（齊藤敦子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは県内の税額について速報が出ておりますので、ご紹介いたします。県内25市町村の中で美郷町は低いほうから4番目でした。

今回コロナの関係で軽減とおっしゃられましたけれども、軽減とかに関しましては、これまで国の方針によって低所得者層及び中間層の負担軽減が図られてきており、また今回も国の改正により、さらに負担軽減が期待できると見込んでおります。また、所得が急激に減った場合とかは減免ということも考えられますので、7月の納付書が届いた段階で、それは税務課のほうにご相談いただければ対応できるものと思います。

税の引下げを考えなかったかということでございますが、そのときそのときの所得の増や被保険者数の状況等に応じて上げたり下げたりすることが国民健康保険運営を考えたときに安定した運営と言えないと町のほうでは考えております。やはり安定した税率を保って負担の軽減を図ることが安定した運営と考えておりますので、基金は国の方針によって安定的に、その自治体に合った安定的なところを積み立てるようにと申しておりますので、町では2か月分の医療費を目安としているところでございます。今ちょうど2億4,000万円ほどありますので、大体目安にようやく達したところでございますので、この基金に関しましては医療費の急激な増額、県へ納入する事業費の基金の急激な増額、及び令和元年度発生したような算定誤りに伴う返還金が急激に起こったときに、すぐに税負担とならないように留保財源としたいと思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（澁谷俊二君） 5番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 令和2年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第15、議案第55号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第55号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第55号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和2年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

---

◎議案第56号の質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 日程第16、議案第56号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

議案第56号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第56号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号 令和2年度美郷町水道事業会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

---

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第17、請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書を議題といたします。

この請願の審査方を産業建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員会委員長 伊藤福章君、登壇願います。

(産業建設常任委員長 伊藤福章君 登壇)

○産業建設常任委員長(伊藤福章君) それでは、私から報告いたします。

令和2年6月9日第5回美郷町議会定例会において、当委員会に審査を付託されました請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書の審査結果と経過をご報告申し上げます。

6月16日、委員5人が出席し、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

審査では、秋田県が種子生産の中心的な役割を果たしながら、これまでどおりに優良種子の安定供給を図るための予算措置や関係部署の人員配置を、法に基づいて恒久的に措置する観点から条例を制定すべきだ。

新聞報道されているように秋田県の新しい米の品種について県民の関心も高く、県民も生産者農家も大変期待している状況下にある。農産物の消費が減退している中であって優良な品種、あるいは食味のよい農産物を提供していくということは非常に大事なことであり、農業県として条例を制定して優良種子、それに基づく農産物を生産して秋田県の基幹産業を支えていくべきと思う。

条例を制定してもしなくても種子行政は継続されると思うが、法的根拠による予算の裏づけをつくるかどうかとのことなどの意見がありました。

採決したところ、採択すべきもの4人となり全会一致で「採択すべきもの」と決定しました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長(澁谷俊二君) ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 討論なしと認めます。

請願第1号について、これより採決いたします。

お諮りします。請願第1号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎陳情第46号及び陳情第47号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第18、陳情第46号及び日程第19、陳情第47号の2件を一括して議題といたします。

この陳情の審査方を教育民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。  
教育民生常任委員長 藤原政春君、登壇願います。

(教育民生常任委員長 藤原政春君 登壇)

○教育民生常任委員長(藤原政春君) 6月15日、委員5名の出席のもと、当委員会を開催し、令和2年3月3日の第1回定例会本会議において、当委員会に審査を付託され、継続審査となっております陳情第46号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情、及び令和2年6月9日の第5回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第47号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを慎重に審査いたしました。

陳情第46号の審査では、所管事務調査で説明を聞き、変形労働時間制はそれほど必要とするものではないと思った。

変形労働時間制は画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用するとあり、休みのまとめ取りをしたほうが自分のライフワークに合っているのではないかと考える教職員もいると思うので導入してもいいのではないかと。

情報不足の中で採択・不採択は難しいが、労働環境を是正していこうという趣旨は理解できる。一律にこれを採択してしまうと混乱を来すのではないかとという意見がありました。

採決したところ、趣旨採択すべきもの2名、不採択すべきもの2名となり、趣旨採択・不採択が同数になったため美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により委員長が「不採択すべきもの」と決しましたので、ご報告いたします。

続いて、陳情第47号の審査では、これまであった陳情と条件が変わっていないので採択するべきだ。

財政力がある自治体では教育に予算をかけられるが、そうでないところは最低限の教育になりかねない。

教員になると勤務時間が長くなり、自分の時間が削られると考えているため教職員を目指す学生が少なくなっている。教職員を志す学生が減ってしまうと先生の質も低下するので、定数を増やし、できるだけ労働時間を減らせば質の低下を防ぐことができると考えられるので国庫負担割合2分の1を復元するべきだ。

また、豊かな教育環境をつくっていくためには財源は必要であり、国をこれから担っていく世代のためにも国から2分の1というのは必要だと思うとの意見がありました。

採決の結果、出席委員の全会一致で「採択すべきもの」と決しました。

以上、ご報告いたします。

○議長（澁谷俊二君） ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております案件中、陳情第46号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第46号について、これより採決いたします。この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

お諮りします。陳情第46号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者1人）

○議長（澁谷俊二君） 起立少数です。よって、陳情第46号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情は不採択とすることに決しました。

ただいま議題となっております案件中、陳情第47号について、これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第47号について委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、陳情第47号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情については委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

#### ◎陳情第48号の委員長報告、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 日程第20、陳情第48号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

この陳情の審査方を総務常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。総務常任委員長 村田 薫君、登壇願います。

(総務常任委員長 村田 薫君 登壇)

○総務常任委員長(村田 薫君) 報告いたします。

令和2年6月9日第5回定例会本会議において、当委員会に審査を付託されました陳情第48号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情の審査経過と結果をご報告申し上げます。

6月12日、委員5人が出席し、当委員会を開催して慎重に審査いたしました。

審査では、1つ目として、毎年同じタイトルの陳情が提出され採択している。今回は新たに新型コロナウイルス対策として国の責任において十分な財源を求めている。

2つ目として、森林環境譲与税は林業需要の高い自治体には有利だが、都市部ではどうなのか。

3つ目として、10の陳情項目一つ一つを細かく見ていくと疑問を感じる部分もある。

最後に、大意として地方財政の充実強化をしていく地方財政の確立を目指すという陳情趣旨には賛成だなどの意見がございました。

採決したところ、採択すべきもの2人、趣旨採択すべきもの2人となり、採択・趣旨採択が同数となったため美郷町議会委員会条例第16条第1項の規定により委員長が「採択すべきもの」と決しましたので、ご報告いたします。

○議長(澁谷俊二君) ただいまの委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 討論なしと認めます。

陳情第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。陳情第48号について、委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、陳情第48号 地方財政の充実・強化を求め  
る意見書提出に関する陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

（午前10時48分）

---

（午前10時49分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり案件が提出されております。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時49分）

---

（午前10時50分）

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎発議第3号の上程、質疑、討論、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、発議第3号 秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。

発議第3号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第3号 秋田県主要農作物種子条例の制定に関する意見書の提出については原案のとおり決しました。

---

#### ◎発議第4号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第2、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

---

#### ◎発議第5号の上程、質疑、討論、表決

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第3、発議第5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書の提出についてを上程し、議題といたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し、質疑・討論も省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。

発議第5号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、発議第5号 教職員定数改善と義務教育費  
国庫負担割合2分の1復元を求める意見書の提出については原案のとおり決しました。

---

#### ◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長(澁谷俊二君) 追加日程第4、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたしま  
す。

議会運営委員会委員長、教育民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長及び議会広報  
常任委員会委員長より審査中の事件等について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付し  
ておりますとおり閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(澁谷俊二君) 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継  
続審査及び継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(澁谷俊二君) 以上で、今定例会に上程されました議案の審議は全て終了いたしました。  
会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第5回美郷町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時54分)

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和2年6月19日

美郷町議会議長 澁谷俊二

署名議員 熊谷良夫

署名議員 伊藤福章